

この通信により、会員の皆さまに役立つ情報をスピーディーにお届けしてまいります。  
また皆さまからの情報提供もお待ちしています。

## 新事業進出補助金のご案内

企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等を対象に、既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援する補助金です。

**補助対象者** 成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等

### 補助対象経費

機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費

**補助上限額** (補助下限 750 万円)

従業員数	補助金額
20 人以下	2,500 万円 (3,000 万円)
21~50 人	4,000 万円 (5,000 万円)
51~100 人	5,500 万円 (7,000 万円)
101 人以上	7,000 万円 (9,000 万円)

※賃上げ特例の適用による補助上限額の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助上限額を適用

**補助率** 1/2 (2/3)

※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用

### 基本要件

以下の要件を満たす 3~5 年の事業計画に取り組むことが必要です。

#### ① 新事業進出要件

「新事業進出指針」に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること。

#### ② 付加価値額要件

補助事業終了後 3~5 年の事業計画期間において、付加価値額 (又は従業員一人当たり付加価値額) の年平均成長率が 4.0% (以下「付加価値額基準値」という。) 以上増加する見込みの事業計画を策定すること。

#### ③ 賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後 3~5 年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を 3.5% (以下「一人当たり給与支給総額基準値」という。) 以上増加させること。

#### ④ 事業場内最賃水準要件

##### 【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後 3~5 年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であること。

#### ⑤ ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること。

#### ⑥ 金融機関要件

補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。

### <賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件>

#### ⑦ 賃上げ特例要件

##### 【要件未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後 3~5 年の事業計画期間において、以下の要件をいずれも満たすこと。

- (1) 「③賃上げ要件」の一人当たり給与支給総額基準値に加え更に年平均成長率+2.5% (合計で年平均成長率+6.0%) 以上増加させること。
- (2) 「④事業場内最賃水準要件」の事業場内最低賃金基準値に加え、更に+20 円 (合計で+50 円以上) 以上増加させること。

### 補助事業期間

交付決定日から 14 か月以内 (ただし、補助金交付候補者の採択発表日から 16 か月後の日まで)

### 応募締切

令和 8 年 6 月 19 日 (木) 18:00 まで

詳細については下記 HP をご覧ください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

HP: <https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/>



上記の補助金について商工会にて申請支援を行っております。

お気軽にお問い合わせください。☎0577-73-2624

この通信により、会員の皆さまに役立つ情報をスピーディーにお届けしてまいります。  
また皆さまからの情報提供もお待ちしています。

## 価格交渉促進月間（2026年3月） フォローアップ調査のご案内

中小企業庁より、2026年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査へのご協力のお願いです。  
この調査は、毎年3月と9月の「価格交渉促進月間」の終了後に中小企業の皆様を対象に、価格交渉・価格転嫁の実施状況を把握することを目的として実施するものです。

価格転嫁が実現されやすい環境をつくりあげていくためには、皆様から1つでも多くのご意見をいただき、状況を正確に把握することが何よりも重要です。皆様の積極的なご回答の1つ1つが、価格転嫁の実現に向けた大きな一歩になります。ぜひ、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 対象の方

中小企業庁から発出している以下の葉書を受け取られた方



### 回答方法

はがきに記載された方法でインターネットの回答画面にアクセスして回答（回答は匿名化され、回答者が特定されることはありません）

### お問合せ先(事業委託先)

株式会社 NTT データ経営研究所

「価格交渉促進月間(3月)に関するフォローアップ調査」事務局 ☎0120-134-561

(受付：月～金 9時30分～17時30分 祝日除く)

インターネットでの回答方法が分からない方は、お気軽に商工会までご連絡ください。

☎0577-73-2624

### -古川町商工会-

〒509-4221 飛騨市古川町若宮 2-1-66

TEL (0577) 73-2624 / FAX (0577) 73-6123

URL <https://www.gifushoko.or.jp/furukawa/>  
右記 QR コードから

古川町商工会 HP がご覧いただけます



## 商工マルシェ出展事業者様募集

2026年8月23日(日)に商工マルシェを開催いたします。出展して下さる事業者様を募集いたします。

対象者：古川町商工会会員

内容：物販、商品・サービスの紹介

飲食物を販売する場合は保健所の営業許可を各自で取得してください。

出展料：無料

(電源の使用をご希望の場合は使用料 1,500円)

募集：5月27日まで

応募者多数の場合は、場所に限りがあるため小規模事業者を優先し、抽選により決定いたします。

問合せ：古川町商工会 0577-73-2624

## マル経融資（日本政策金融公庫）

小規模事業者に限り、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できます。

■無担保・無保証人

■貸付限度額：2,000万円まで

■固定金利：2.50%（令和8年5月1日現在）

■返済：運転・設備資金 120ヵ月

既に「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。

## 補助金申請には GbizID が必要です

現在、各種補助金の申請は電子申請となっておりますので、**GbizID の取得が必須**です。

商工会では GbizID 取得の支援を行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

### 職員のひとりごと

今年は雪も少なく、春がすこし早く来た感じがします。私にとって春はとても大好きな季節です。それは、山々に緑が増え始め、様々な「山菜」が採れるからです。アズキナから始まって葉ワサビ、コシアブラ、ワラビ等どれを食べても春の香りが感じられ、とても美味です。こうした自然が孫の代まで続けばいいなと感じる今日この頃です。(C・A)